3429
H25.6.5

閲覧書類

特定非営利活動法人　シニアジョブ定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人　シニアジョブという。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、インターネットホームページを活用して、経験豊富な中高年実務経験者や専門家による再就職・転職、起業・経営などに役立つ情報や知識の提供及び相談、支援、高齢者や障害者の社会参加の支援、子どもの健全育成支援及び国際ビジネス支援、社会福祉に関する情報の提供により、中高年実務経験者の知識や専門能力の社会への再還元を促進し、中高年者の経済活動の活性化を図ることにより、広く公益の増進に貢献することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

（１）　情報化社会の発展を図る活動
（２）　職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
（３）　経済活動の活性化を図る活動
（４）　保健、医療又は福祉の増進を図る活動
（５）　国際協力の活動
（６）　子どもの健全育成を図る活動
（７）　前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

（１）　インターネットによる再就職、転職、福祉関連等の情報及び相互交流機会を提供する事業
（２）　相談員及び各種専門家が再就職、転職相談に応ずる事業
（３）　企業経営経験者及び各種専門家による起業支援の事業
（４）　中高年実務経験者による助言及び人材育成支援事業
（５）　各種専門家による企業団体支援事業
（６）　高齢者及び障害者の社会参加支援事業
（７）　社会福祉施設やサービスに関する情報提供に関する事業
（８）　海外経験者による国際ビジネス及び文化交流機会提供の事業
（９）　中高年実務経験者による子どもの健全育成支援事業

第３章　会員

（種別）

第６条　この法人の構成は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

（１）正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

（２）賛助会員　この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体

（会員の入会）

第７条　会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

２　理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３　理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会員の会費）

第８条　会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

（１）本人が退会届の提出をしたとき。

（２）本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受けたとき。

（３）団体が解散したとき。

（４）継続して１年以上会費を滞納したとき。

（５）除名されたとき。

（会員の退会）

第 10 条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（会員の除名）

第 11 条　会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

（１）この定款に違反したとき。

（２）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

２　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（拠出金品の不返還）

第 12 条　既に納入した会費、その他の拠出金品は、返還しない。

第４章　役員

（種別及び定数）

第 13 条　この法人に、次の役員を置く。

（１）理事　３名以上 15 名以内

（２）監事　１名以上２名以内

2　理事のうち１人を理事長、１人を副理事長とする。

（選任等）
第 14 条　理事は、理事会にて選任し、総会で報告する。
2　理事長及び副理事長は、理事会において理事の互選により定める。
3　監事は、総会で選任する。
4　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職務）
第 15 条　理事長及び副理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
2　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
3　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
4　監事は、次に掲げる職務を行う。
（１）理事の業務執行の状況を監査すること。
（２）この法人の財産の状況を監査すること。
（３）前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
（４）前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
（５）理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任期等）
第 16 条　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。
2　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残存期間とする。
3　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第 17 条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）
第 18 条　理事が次の各号の一に該当する場合には、理事会において理事総数の３分の２の議決により、これを解任することができる。この場合、議決の前に当該理事に弁明の機会を与えなければならない。
（１）心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
（２）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
2　監事が次の各号の一に該当する場合には、総会において会員総数の３分の２の議決により、これを解任することができる。この場合、議決の前に当該監事に弁明の機会を与えなければならない。
（１）心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
（２）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）
第19条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）
第20条　この法人に、事務局長その他の職員を置く。
２　職員は、理事長が任命する。

（コラボレーター）
第21条　この法人に、コラボレーター（非会員）を置くことができる。
２　コラボレーターは、この法人が行うプロジェクトや企業支援活動に対して、多大なる貢献が期待できる者で、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
３　コラボレーターは、理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。
４　前２項に定めるもののほか、コラボレーターに関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第５章　会議
（種別）
第22条　この法人の会議は、総会及び理事会の２種とする。
２　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）
第23条　総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）
第24条　総会は、以下の事項について議決する。
（１）定款の変更
（２）解散及び合併
（３）事業報告及び収支決算
（４）監事の選任又は解任、役員の職務及び報酬

（総会の開催）
第25条　通常総会は、毎年１回開催する。
２　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
（１）理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
（２）会員総数の５分の１以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
（３）監事が第15条第４項第４号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）
第26条　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、理事長が招集する。
２　理事長は前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から６０日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）
第27条　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）
第28条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）
第29条　総会における議決事項は、第２６条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、出席した正会員の過半数の求めがある場合、あらかじめ通知しない事項についても議決できるものとする。
２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会での表決権等）
第30条　各正会員の表決権は平等なものとする。
２　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
３　前項の規定により表決した正会員は、前２条の規定の適用については出席したものとみなす。
４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）
第31条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１）日時及び場所
（２）正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
（３）審議事項
（４）議事の経過の概要及び議決の結果
（５）議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人２名以上が、記名押印又は署名したうえ、この議事録をこの法人の事務所において５年間保管する。

（理事会の構成）
第32条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）
第33条　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。
（１）　総会に付議すべき事項
（２）　総会の議決した事項の執行に関する事項
（３）　その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）
第34条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。
（１）理事長が必要と認めたとき。

（２）理事総数の３分の１以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

（理事会の招集）
第35条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長は、前条第２号の場合にはその日から６０日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法により、開催の日の少なくとも10日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）
第36条　理事会の議長は、その理事会に出席した理事の中から選出する。

（理事会の議決）
第37条　理事会における議決事項は、第３５条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会の表決権等）
第38条　各理事の表決権は、平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。
３　前項の規定により表決した理事は、前２条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）
第39条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１）日時及び場所
（２）理事総数、出席者及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
（３）審議事項
（４）議事の経過の概要及び議決の結果
（５）議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２名以上が記名、押印又は署名したうえ、この議事録をこの法人の事務所において５年間保管する。

第６章　資産及び会計
（資産の構成）
第40条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
（１）設立当初の財産目録に記載された資産
（２）会費
（３）寄付金品並び賛助会費
（４）財産から生じる収入

（５）事業に伴う収入
（６）その他の収入
２　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（資産の管理）
第 41 条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）
第 42 条　この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。
２　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

（事業計画及び予算）
第 43 条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第 44 条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費の設定及び使用）
第 45 条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）
第 46 条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）
第 47 条　この法人の事業報告、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
２　決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）
第 48 条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終わる。

（臨機の措置）
第 49 条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第７章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第 50 条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第３項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第 51 条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

（１）総会の決議

（２）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

（３）正会員の欠亡

（４）合併

（５）破産

（６）所轄庁による認証の取消し

２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 52 条　この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第３項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

（合併）

第 53 条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第８章　公告の方法

（公告の方法）

第 54 条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。

第９章　雑則

（細則）

第 55 条　この定款の施行について必要な細則は、理事の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	勅使河原	達也
副理事長	本間	仲治
理事	坂東	靖夫
理事	保坂	宏
理事	堀口	容子
理事	鈴木	章容
理事	山本	宣幸
監事	杉本	愛子

3　この法人の設立当初の役員任期は、第 16 条第１項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成１６年５月３１日までとする。

4　この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成１６年３月３１日までとする。

5　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6　この法人の設立当初の会員入会金及び年会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

□個人正会員
　年会費　　５,０００円

□団体正会員
　年会費　　１０,０００円

□賛助会員（個人・団体）
　年会費　１口１０,０００円（１口以上）

附則

この法人の定款第２６条第３項及び第３０条第２項及び第３５条第３項及び第３８条第２項の電磁的方法による会員の表決については、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（整備法）」が施行された後、その定めが有効になるものとする。

[redacted]

これは、当法人の定款である。
東京都新宿区西新宿 8-14-17 アルテール新宿３０５号
特定非営利活動法人シニアバ[redacted]ブ
理事　勅使河原　遠也[redacted]